

# 審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名 : 原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項 : 第8条第1項又は第2項
処 分 の 概 要 : 標章及び証明書の再交付
原権者 (委任先) : 大分県知事又は大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 各警察署交通関係担当課 高速道路交通警察隊
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 (電話 097-536-2131) 各警察署交通関係事務担当課 高速道路交通警察隊総務係 (電話 097-544-6881)
備 考 :